

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月13日
【会社名】	宇部興産株式会社
【英訳名】	Ube Industries,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹下 道夫
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字小串1978番地の96
【電話番号】	宇部(0836)31-1117番
【事務連絡者氏名】	経営管理室経理部宇部経理グループリーダー 山本 弘明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番1号
【電話番号】	東京(03)5419-6121番
【事務連絡者氏名】	経営管理室経理部主計グループリーダー 中野 寿一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、宇部マテリアルズ株式会社（以下、「宇部マテリアルズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	宇部マテリアルズ株式会社
本店の所在地	山口県宇部市大字小串1985番地
代表者の氏名	代表取締役社長 安部 研一
資本金の額	4,047百万円(平成25年3月31日現在)
純資産の額(単体)	28,114百万円(平成25年3月31日現在)
純資産の額(連結)	28,439百万円(平成25年3月31日現在)
総資産の額(単体)	39,153百万円(平成25年3月31日現在)
総資産の額(連結)	40,395百万円(平成25年3月31日現在)
事業の内容	マグネシアクリンカー、生石灰、消石灰、ファインマテリアル製品などの製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(連結)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	42,550	40,916	38,269
営業利益(百万円)	3,238	2,333	1,707
経常利益(百万円)	3,270	2,421	1,815
当期純利益(百万円)	1,667	1,253	1,153

(単体)

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	41,706	40,072	37,439
営業利益(百万円)	3,116	2,285	1,692
経常利益(百万円)	3,110	2,348	1,763
当期純利益(百万円)	1,604	1,209	1,106

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年3月31日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合 (%)
宇部興産株式会社	53.30%
(株)山口銀行	4.00%
宇部マテリアルズ取引先持株会	1.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1.43%
宇部マテリアルズ従業員持株会	1.11%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、宇部マテリアルズの発行済株式総数（80,948,148株）の53.30%に相当する43,144,345株を保有しております。
人的関係	当社の執行役員1名が、宇部マテリアルズの社外取締役、当社の従業員1名が、宇部マテリアルズの社外取締役にそれぞれ就任しております。当社の従業員1名が宇部マテリアルズの社外監査役に就任しております。また、当社の従業員5名が、宇部マテリアルズに出向し、宇部マテリアルズの従業員2名が、当社に出向しております。
取引関係	宇部マテリアルズは、主原料である石灰石のほぼ全量と電力等の一部を当社から購入する一方で、同社は当社に対し石灰石関連製品や水酸化マグネシウムを販売しております。

2. 本株式交換の目的

当社並びに宇部マテリアルズを含む当社の子会社及び関連会社からなるUBEグループは、化学を中心として建設資材、機械、エネルギー・環境などの分野において幅広く事業展開しています。

UBEグループでは、中長期的な持続的成長を目指して企業価値向上に取り組んでおり、成長分野における事業拡大を推進するとともに、安定的な収益やキャッシュ・フローの確保に向けた事業基盤の強化を図っています。また、このための各種施策の推進にあたり、グループ内での連携を一層強化する方針です。

宇部マテリアルズは、カルシア、マグネシア事業及びファイン事業を展開しています。カルシア、マグネシア製品は鉄鋼、化学業界をはじめ、土木、農業など幅広い業界で使用され、ファイン製品は、電子材料・光学ガラス用途、樹脂用フィラー、食品添加物などで使用され、我が国の最先端製品を支えています。

宇部マテリアルズの主力事業であるカルシア、マグネシア事業では、主要ユーザーである鉄鋼業界や化学業界において中長期的に需要減少が見込まれ、加えて、国内で宇部マテリアルズのみが製造するマグネシアクリンカーが今後、海外品との競争にさらされるなど厳しい事業環境が予想されます。こうした状況に対処するため、コストダウンや効率化の推進、新たなビジネスチャンスを活かした拡販などが課題となっています。また、新たな成長の柱と捉えているファイン事業では、技術力が評価され製品の採用が進んでいるものの、エレクトロニクス関連分野を中心として事業環境の変化が早く、技術革新と新製品の開発、用途開発のスピードアップが要求されています。

こうした状況の中、当社と宇部マテリアルズは、それぞれで企業価値の向上を目的とした諸施策を進めてまいりましたが、当社が宇部マテリアルズを完全子会社化し、両社が一体となった運営を行うことにより、事業戦略の一元化と意思決定のスピードアップを図り、宇部マテリアルズが当社とのシナジー最大化による企業価値向上を追求することが、ひいてはU B Eグループの企業価値の向上に資することになるとの結論に至りました。

今回の当社による宇部マテリアルズの完全子会社化後は、当社は宇部マテリアルズの事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意しつつ、様々な分野におけるグループ連携強化と経営資源の有効活用を推し進め、両社はより一層の成長を目指しさらなる事業価値の向上に取り組んでまいります。

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

当社を完全親会社、宇部マテリアルズを完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、平成25年8月1日を効力発生日として、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、宇部マテリアルズについては平成25年6月25日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	宇部マテリアルズ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	1.4
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：52,840,933株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

宇部マテリアルズの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.4株を割当て交付します。ただし、当社が保有する宇部マテリアルズの普通株式(平成25年5月10日現在43,144,345株)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、新たに当社の普通株式52,840,933株(予定)を発行し、本株式交換により当社が宇部マテリアルズの発行済株式の全部(ただし、当社が保有する宇部マテリアルズの普通株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)の宇部マテリアルズの株主(ただし、当社を除きます。)に対して、割当て交付する予定です。なお、宇部マテリアルズは本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求権に応じて宇部マテリアルズが取得する自己株式を含みます。)の全部を消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、宇部マテリアルズによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1,000株未満)を保有することとなる宇部マテリアルズの株主の皆様につきましては、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(1,000株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様

が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(1,000株)となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる宇部マテリアルズの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

(3) その他の株式交換契約の内容

当社が宇部マテリアルズとの間で平成25年5月10日に締結した株式交換契約の内容は以下の通りです。

株式交換契約書

宇部興産株式会社(以下「甲」という。)と宇部マテリアルズ株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、乙の発行済株式(甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。)の全部を取得する。

第2条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：宇部興産株式会社

住所：山口県宇部市大字小串1978番地の96

乙 商号：宇部マテリアルズ株式会社

住所：山口県宇部市大字小串1985番地

第3条(本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主(甲を除く。本条において同じ。)に対して、乙の普通株式に代わる金銭等として、その所有する乙の普通株式の数の合計数に1.4を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.4株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 金0円

(2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 利益準備金 金0円

第5条(効力発生日)

1. 本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成25年8月1日とする。ただし、本株式交換の手の進行等に応じて必要がある場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することが

できる。

2. 前項ただし書により効力発生日を変更する場合には、乙は、会社法第790条の規定に従い、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日より前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、平成25年6月25日開催予定の定時株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

第7条（剰余金の配当の限度）

1. 甲は、平成25年3月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録された甲の株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり5円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成25年3月末日の最終の株主名簿に記載され又は記録された乙の株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり7円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第8条（自己株式の消却）

乙は、基準時において乙が所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により、消却するものとする。

第9条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼし得る行為（本契約に別途定めるものを除く。）については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第10条（本契約の変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、以下のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主により会社法第796条第4項に定める通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (2) 乙において、効力発生日の前日までに本契約について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合
- (3) 本契約を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。）が得られなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。

- 1.
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月10日

甲 山口県宇部市大字小串1978番地の96
宇部興産株式会社
代表取締役社長 竹下 道夫

乙 山口県宇部市大字小串1985番地
宇部マテリアルズ株式会社
代表取締役社長 安部 研一

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

（1）算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は野村證券株式会社（以下、「野村證券」といいます。）を、宇部マテリアルズは有限責任監査法人トーマツ（以下、「トーマツ」といいます。）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、当社については、当社が東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第1部における算定基準日の株価終値、平成25年4月30日から算定基準日までの5営業日の終値平均値、平成25年4月9日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成25年2月12日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成24年11月9日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

宇部マテリアルズについては、同社が東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第2部における算定基準日の株価終値、平成25年4月30日から算定基準日までの5営業日の終値平均値、平成25年4月9日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成25年2月12日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成24年11月9日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、宇部マテリアルズには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.20～1.22
類似会社比較法	0.68～1.48
D C F 法	1.09～1.44

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、宇部マテリアルズ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成25年5月8日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及び宇部マテリアルズの財務予測については、当社及び宇部マテリアルズにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、トーマツは、当社については、当社が東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第1部における算定基準日の株価終値、平成25年4月30日から算定基準日までの5営業日の終値平均値、平成25年4月9日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成25年2月12日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成24年11月9日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定を行いました。

宇部マテリアルズについては、同社が東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（算定基準日である平成25年5月8日を基準日として、東京証券取引所市場第2部における算定基準日の株価終値、平成25年4月30日から算定基準日までの5営業日の終値平均値、平成25年4月9日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成25年2月12日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成24年11月9日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、宇部マテリアルズには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	1.14～1.27
類似会社比較法	0.66～1.35
D C F 法	0.78～1.74

トーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、宇部マテリアルズ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。トーマツの株式交換比率の算定は、平成25年5月8日現在までの情報と経済条件を反映したものであり、当社及び宇部マテリアルズの財務予測については、当社及び宇部マテリアルズにより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、DCF法による算定の基礎として、当社が野村證券及びトーマツに提供した事業計画には大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは主に、平成26年3月末をもって堺工場でのカプロラクタム生産を終了することと、これに伴う収益改善や、需要伸長を見込み増産投資を進めてきた機能品・ファイブ製品の販売数量増加に伴う収益拡大を見込んでいることによるものです。

また、DCF法による算定の基礎として、宇部マテリアルズが野村證券及びトーマツに提供した事業計画には大幅な増益が見込まれている事業年度があります。これは主に、事業計画において、拡販と需要の一部回復による販売増と、製造原価及び管理費用の削減による利益率改善が見込まれていることによるものです。

(2) 算定の経緯

当社及び宇部マテリアルズは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記3.(2)記載の株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成25年5月10日に開催された両社の取締役会にて本株式交換の株式交換比率を決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

野村證券及びトーマツはいずれも、当社及び宇部マテリアルズから独立した算定機関であり、当社及び宇部マテリアルズの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	宇部興産株式会社
本店の所在地	山口県宇部市大字小串1978番地の96
代表者の氏名	代表取締役社長 竹下 道夫
資本金の額	58,435百万円
純資産の額(単体)	現時点では確定しておりません
純資産の額(連結)	現時点では確定しておりません
総資産の額(単体)	現時点では確定しておりません
総資産の額(連結)	現時点では確定しておりません
事業の内容	化学製品・建設資材・機械等の製造・販売、石炭の輸入販売、電力供給等

以上